

令和6年度 歳末たすけあい運動 実施要綱（抜粋）

1. 趣旨・目的

『歳末たすけあい運動』は、共同募金運動の一環として地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、全国的に様々な福祉活動が展開されます。

本市においても『みんなでささえあうあったかい地域づくり』をスローガンに地域のたすけあいやささえあいの活動を広げ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる長浜のまちづくりを推進するため各事業を実施します。

福祉施設・団体等歳末行事支援事業

①助成対象

市内の福祉施設及び市内で活動する福祉団体（地区社会福祉協議会・ボランティア団体・福祉当事者団体・NPO法人等）

②助成対象事業

福祉対象者の交流を深める事業等で、次の要件を満たしている事業

- (1) 非営利の活動であること
- (2) 助成対象事業の主催者であること
- (3) 行事主催者が福祉サービス事業所の場合は、参加者がサービス事業所の利用者だけでなく、地域に開かれた行事であること
- (4) 当該事業について公的助成を受けていないこと
- (5) 歳末たすけあい運動の配分を受けて実施する事業であることを周知すること
- (6) 原則として令和6年11月1日～12月31日までに実施する事業

③助成対象経費

- (1) 諸謝金
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 通信運搬費
- (5) 賃借料
- (6) 食糧費（1人当たり500円）

※食糧費については、交流会等での食事代に限ります。

④助成額

助成額は、事業に要する経費の内20,000円を上限とします。

⑤申請方法

別記様式 1 - 1 に必要事項を記入し、必要書類を添付して長浜市社会福祉協議会会長へ
令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金）までに提出する。

⑥助成の決定

- (1) 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会が審査を行ったうえ決定する。
- (2) 前号の審査に際し、必要な場合は申請者に説明を求めることができるものとする。

⑦事業の完了報告

この助成を受けた団体は、事業完了後すみやかに別記様式 1 - 3 に必要事項を記入し関係書類を添えて、社会福祉法人長浜市社会福祉協議会会長に報告するものとする。